



国民健康保険の届出はお済みですか？

国民健康保険に加入している方は、次の場合には14日以内に届け出が必要です。

- ① 町外へ転出したとき
- ② 就職などにより職場で社会保険に加入したとき
- ③ 生活保護を受けるようになったとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ 住所・氏名・世帯主など保険証の記載事項に変更があったとき

⑥ 厚生年金、共済組合などの老齢年金や退職年金を受けるようになったとき

※ 修学のため町外に住所を移されている方は、手続きが必要です。平成21年度も引き続き学生である場合は、平成21年4月以降発行の在学証明書などを持参のうえ、窓口までお越しください。

退職者医療制度の届出もお忘れなく！

国民健康保険には、「一般」と「退職」の2種類の保険証があります。

会社などを退職し、厚生年金や共済組合などの年金が受けられる方とその被扶養者は、65歳まで退職者医療の対象となります。

該当する方は、年金証書が届いた日の翌日から14日以内に窓口へ届出をしてください。

対象（次の両方に該当する方とその被扶養者）
・ 国民健康保険に加入している方

・ 厚生年金や共済組合など（国民年金は除く）の年金の受給資格があり、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降加入期間が10年以上ある方

届出に必要なもの

- ・ 年金証書
- ・ 国民健康被保険者証
- ・ 認印

問 町民課保険医療係

☎ 985-4107

国民健康保険証の更新時期が変わりました

毎年3月に国民健康保険の被保険者証の更新を行っていましたが、7月末に変更になりました。

現在使用している保険証の有効期限は7月31日までとなっていますのでご確認ください。

なお、新しい保険証は7月下旬に簡易書留で郵送します。ただし、国保税に納め忘れがある方は、窓口での受取りとなります。滞納の

状況によっては、有効期限の短い保険証やいったん医療機関で10割を支払っていただく資格証明書を交付するなど、厳しい措置がとられますので、国保税の納付状況についても、再度確認してください。

問 町民課保険医療係

☎ 985-4107

固定資産税台帳を閲覧できます

平成21年度の固定資産税は、平成21年1月1日現在で固定資産を所有されている方に課税されます。課税台帳には、土地・家屋や償却資産の評価額、課税標準額などが記載されています。

家屋の新築、土地の異動、町内に土地・家屋や償却資産を新たに所有された方の確認などにご利用ください。

閲覧期間

4月1日（水）から（執務時間中）

閲覧場所

税務課11番窓口

持参品

認印（代理の方は、所有者の委任状が必要です）

※ 平成21年度の固定資産税納税

通知書は4月中旬に発送予定です。

問 税務課資産税係

☎ 985-4111